

牟田事務所 許認可通信

<http://doricome21.la.coocan.jp/assurance.html>

2018.05

【建設】 【運送】 【産廃】 【風営】

★建設業★ ～36協定～ 建設業も働き方改革

国交省は建設業の「働き方改革実行計画」を推進するため、時間外・休日労働に関する労使協定（36協定）の実態調査を行い、その結果を踏まえて建設業法の許可要件に「労務管理」項目を追加する意向です。



そもそも 36 協定とは・・・

法定労働時間(原則 1 日 8 時間 1 週 40 時間)を超えて労働させる場合や、休日労働をさせる場合には、あらかじめ労使間で書面による協定を締結し労働基準監督署で届出なければいけません。この 36 協定を締結していない場合、たとえ 10 分でも残業をさせることはできません。

建設業界の担い手を確保・保護するためにも労働時間の管理は不可欠であり、「働き方改革実行計画」では、現行建設業の時間外労働の上限がないところ、今後改正される労働基準法において年 720 時間（月平均 60 時間）の上限を設けると決定しました。

ただし、建設業においては、猶予期間として施行から 5 年後以降の適用となります。

これは東京オリンピックへ向けて建設業の需要増大への影響が考慮されたと思われます。

36 協定は毎年内容の見直しをして届出をしなくてはなりません。

内容が適正か、提出漏れがないか一度ご確認ください。

ご不明な点は行政書士と社会保険労務士の牟田事務所まで！！

でも、1 か月土曜日 2 日で 16 時間、施工現場への往復 1 日 2 時間として 25 日あれば 50 時間、合計したら 66 時間、やっぱり土曜日は閉所(4 週 8 閉所)…給与はどうしよう。一筋縄ではいきません

旭日双光章 叙勲 協新企業 佐川会長 建設躯体関係

春の叙勲の発表がありました

旭日双光章は、国家または公共に対し顕著な功績を挙げた方へのご褒美。事務局をお預かりしている、建設産業専門団体中部地区連合会会長、東海建設躯体工業会会長として、躯体関係、専門工事業での受章ですが、牟田事務所が受章したように嬉しいです。おめでとうございます。



★運送業★ ～行政処分厳罰化～ セミナー開催しました

4月19日夕方6時から、できていますか 時間管理・健康管理 やさしく読み解く行政処分厳罰化…ちょっとややこしい表現のセミナーを開催しました。

改善基準告示の復習では自信満々に答える方、講師と目が合わないように小さい声で答える方(^_^)☆ご参加いただいた皆さん改善基準告示も、今回の行政処分基準改正も理解されておられましたね。

ポイントは、自社では月の拘束時間 293 時間(320 時間)を死守！

協力会社さんでは、運管・整管正しく選任届がしてあるのか、巡回指導には万全の態勢で臨んでいるのか、もし健康診断や適性診断等未受診者がいたら、まず予約を入れておくこと参加頂いた皆さん真剣にメモを取って聞いていただけました。

終了後のアンケートには、「ビデオで撮って会社のみんなにも見せたかった。」「昼間の時間だったら他にも連れて来れた。」など…ありがとうございます。今後の参考にさせていただきます！

Gマーク ～申請期間 7/2(月)～7/13(金)～ 準備最終！

今年も G マークの季節がやってきました。平成 15 年にスタートした G マークも今年で 15 年が経ちました。

昨年度の認定数は6,597事業所。現在、全認定事業所は24,482事業所で全事業者の28.9%が認定を受けています。また、国交省の発表によるとGマーク認定取得トラックの事故件数は、認定を取得していないトラックと比較して、半数以下（44%）となっています。

会社の安全意識だけではなくドライバーさん個人の意識向上にも大きく影響しています。

Gマーク申請準備まだ間に合います、間に合わせます！ぜひ連絡ください。

毎年恒例！

安全運転の肝

毎年ご好評 全員参加型セミナー！！

RSTトレーナーによる修了証公布

Gマーク 社外研修が加点されます

日 時：平成 30 年 5 月 24 日（木）17：00～

場 所：牟田事務所 セミナールーム

受講料：顧問先企業様及び労働保険事務組合会員様 1 人 2,000 円

そのほかの企業様：1 人 5,000 円

営業職など仕事で車を運転することが多い事業所様も是非ご参加ください。

その前に、安マネ（運輸安全マネジメント）は？

ということで、「Gマーク申請したいんですが見てください。」
訪問し、まず最初に見るのが「**運輸安全マネジメントの取り組み**」です。



壁に誇らしげに

安全方針、社内への周知方法、安全方針に基づく目標…交通違反件数には事務職の件数も入っています。続いて目がいく目標達成のための計画…10数個の活動項目に実施目標として開催時期等詳しく記載されています。情報交換方法や安全に関する反省事項、反省事項に対する改善方法までどれも具体的に記されています。

かと思えば

「用紙がなくて、ダウンロードしなくちゃいけないですよ～ 時間がなくてやっていないんですよ。」 「なら、用紙がありますので、わかる範囲で結構ですから教えてください。」
こういった事業所様には、安全方針や目標はお聞きしません。だって、聞かれても答えられないでしょう。

「事故についてですが、人身事故はないですよ？」「あれって人身になったんだっけ？」

えっ？ 「安全性に対する積極的取組みについてはどうですか？」

「12項目、あれやっていますよ。」 12項目って法定教育項目ですよ～

前者の「誇らしげに掲示」の事業者様は、わたくしたちがお手伝いするまでもなく簡単に申請・認定になります。しかし「12項目やっていますよ」の事業者様はGマークは取れても…ですね。

やればできる、ベストフィットな「**運輸安全マネジメント**」セミナーを開催します。

ベストフィットな「**運輸安全マネジメント**」

今時、「押しつけ管理」、「やらされ管理」なんて

「**みんなで安全**」、「**見える安全**」、「**進化する安全**」でいきましょう！

身の丈に合った「**運輸安全マネジメント**」お持ち帰りできます

日 時：平成 30 年 6 月 15 日（金）14：00～17：00

場 所：牟田事務所セミナールーム

受講料：顧問先企業様及び労働保険事務組合会員様 無料

（お連れ頂く方お一人まで無料）

そのほかの企業様：おひとり 2,000円

※運送業以外の事業者様も是非ご参加ください、何かのヒントが！

積替え保管の許可でできること

★産業廃棄物★

収集運搬した廃棄物、選別すれば「**有価物として売却できる**」または単品で中間処理委託することで「**処理コストを抑えられる**」のに混合物としてしか処理できず困っていませんか？

お客様から「選別」の許可が欲しいとご相談をいただく際、どんな方法で選別するかがポイントになります。磁選機や風力選別機など機械で選別？それとも手作業で選別しますか？

機械で選別する場合は処分業の許可に該当します。逆に言うと選別の方法が機械でない場合は処分業の許可を取得することはできません。

では手作業で選別する場合は？

今回はこの手作業で選別＝手選別についてご説明します。

例えば・・・コンテナの中身を一度地面に展開し、その中から”手作業”で「売れそうなもの」と「中間処理すべきもの」

を選別したい場合は、積替え保管を含む収集運搬業の許可の範囲内となります。



積替え保管の・・・

【メリット】

- ・ 収集運搬してきたものを有価物と無価物に選別して**有価物を売却**する。
- ・ 廃棄物を一定量ためてから運搬することで**運送コストの削減**
- ・ 混合廃棄物を品目ごとに選別して**処理コストを削減**。

【デメリット】

- ・ 収集運搬業（積替え保管含む）の許可取得が必要
この際、保管場所に隣接する地権者からの同意書が必須！！
自治体によっては説明会の開催等も義務付けられています。
- ・ 保管場所・保管面積・保管量を変更した場合、随時届出が必要



※有価物と無価物に選別し有価物を処理業者の意思で売却するには、あらかじめ排出事業者との委託契約において合意する必要があります。

建設会社さん！！

現場で出た廃棄物を自社の土場に持って帰ってきて溜めていませんか？？

建設工事で発生した廃棄物は全て元請が排出事業者です。

そのため、下請が工事して出た廃棄物をほんの少しでも持って帰って土場で下すのはNGです。

現場が17:00に終わってトラックの荷台は廃棄物でパンパン！！委託先の中間処理場が17:00は閉まってしまうし、明日も朝から夕方まで現場で中間処理場に持っていく時間もないから一旦土間に下ろそうって気持ちとても分ります。でも**ダメ**なんです。

積替え保管の許可を取るのが難しいか、そうでないかは場所によります。

隣地の同意が何件いるのか、説明会が必要なのか、廃掃法以外の法令手続きが必要なのか・・・ぜひ一度ご相談ください。